特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
30	厚木市職員の児童手当支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、厚木市職員の児童手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	厚木市職員の児童手当支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法、児童手当法施行規則及び厚木市児童手当等事務取扱規則に基づき、厚木市職員の児童手当支給に関する事務として、次の手続きを行っている。 ①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している者に対する児童手当等の支給 ②申請があったもの又は現況届について、所得と年金情報についての確認 ③他市町村での受給状況等の確認 ④申請の認定・消滅等の処理 厚木市は、行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①父母指定者の届出の受理、届出に係る事実の審査 ②受給資格者からの認定の請求の受理 ③認定請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認、それ以外の内容の確認） ④児童手当等の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 ⑤現況の届出の受理 ⑥現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認） ⑦氏名等又は住所等の変更の届出の受理、確認 ⑧受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、事実の審査 ⑨未支払の児童手当等の請求の受理、事実の審査 ⑩受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑪官公署等に対する必要な資料の提供等の求め
③システムの名称	人事給与システム 児童手当システム 宛名管理システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表81の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106、107の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　職員課
②所属長の役職名	職員課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市　総務部　行政総務課 情報公開・法制係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2181
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市　総務部　職員課　人事研修係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2070
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	［　特に力を入れている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、中間サーバーへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和4年12月7日	Ⅳ　リスク対策 4　特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	特に力を入れている	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和6年7月18日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①中学校修了前までの児童を養育している者に対する児童手当等の支給	①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している者に対する児童手当等の支給	事前	児童手当法の改正に伴う、事務の概要の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和7年3月4日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	―	新様式に伴い新たに記載	事後	
令和7年3月4日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	―	新様式に伴い新たに記載	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1　56の項	番号法第9条第1項及び別表81の項	事後	番号法の改正に伴う、根拠法令等の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和7年3月4日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （情報照会の根拠）	番号法第１９条第8号及び別表第２ （別表第2における情報照会の根拠） 74の項	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106、107の項	事後	番号法の改正に伴う、根拠法令等の変更であり、重要な変更に該当しない。